

民俗文化財の発掘・継承とその課題

愛知川町史の地域調査から

福持 昌之

Discoveries and Successions of Folk Cultural Properties and Their Problems:
Historical Research in Echigawa Choshi Compilation

FUKUMOCHI, Masayuki

愛知川町史研究 第3号 別刷

愛知川町教育委員会 町史編さん室

2005年3月

民俗文化財の発掘・継承とその課題

愛知川町史の地域調査から

福持昌之

はじめに

歴史文化の根拠でかつ資料的に価値のあるものを文化財といい、日本では国、都道府県、市町村という三つのレベルの機関で指定がされている。文化財の区分は、それらの機関によって異なるが、おおよそ、建造物(群)、美術工芸品、無形文化財、民俗文化財(有形・無形)、史跡・名勝・天然記念物、文化財保存技術に整理できる⁽¹⁾。国指定の場合をみると、約五〇%が美術工芸()の指定であり、三〇%強が建造物()、一〇%強が史跡名勝()の指定である。いわば、可視的な有形文化財、なかでも不動産や古美術品といった金銭的価値も想定しやすいジャンルが、今に至るまで文化財の代表格であったといえるだろう。

ところが、昭和の時代が相対化され始めた今、かつて見慣れた身近な生活文化が注目されつつある。特に高度経済成長期とされる昭和三〇～四〇年代に焦点を絞った博物館やテーマパークが人気を博している。こういった風潮から、地域に根ざす生活文化としての民俗や、伝承や行事、技術や芸能と

いった無形の文化財が一般に理解される素地が整いつつあると見ることはできないだろうか⁽²⁾。

さて、愛知川町は、滋賀県の湖東平野に位置する人口一万八三九人⁽³⁾、面積一一・九四平方キロメートルの小さな町である。地形的には、琵琶湖東岸に注ぐ愛知川右岸の扇状地中流に位置し、比較的起伏の少ない土地柄である。扇状地扇端付近は、東山道時代から交通が盛んだったと思われる、式内社とされる石部神社が鎮座する。江戸時代には中山道の宿がおかれ、現在は国道8号線がその荷を背負っている。中山道にはほぼ平行する形で、明治初期には近江鉄道が、戦後は東海道新幹線の高架が敷設された。

愛知川町の歴史文化への取り組みとして、社会教育の一環として文化財の保護活用を目標としているほか、新町発足五〇年記念事業として町史の編纂に取りかかっている。しかし、町域において指定の文化財は豊満神社四脚門(国指定重要文化財)と八幡神社本殿(県指定重要文化財)、竹平楼御在所および広間(国指定登録有形文化財)、藤居本家住宅主屋および書院(同)の四件(六棟)である。このような状況は、もしかすると住民の文化財イメージが建造物や美術工芸品に偏重

するかもしれない。そういった現状に配慮する意味でも、多様なジャンルの文化財を発掘し、提示していくことは、大きな意義があるのではないか。

本稿では、こういった二つの問題意識から、民俗文化財の特質と課題、愛知川町の町史編さん事業における地域調査、地域の生活様式の変化について整理しつつ、民俗文化財の発掘・継承、およびその課題について述べたい。

一 民俗文化財の特質と課題

民俗文化財の範囲と特質

文化財保護法で民俗文化財とは「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの」と定義されている⁽⁴⁾。いわゆる常民の保持する民俗伝承、つまり一般人の日常生活を示す広義の歴史資料が民俗文化財といえる。

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料といった有形文化財は歴史上または芸術上の価値によって、また演劇、音楽、工芸技術といった無形文化財は芸術上の価値によって評価されるが⁽⁵⁾、民俗文化財はむしろ、地域性豊かな日常生活に注目するところにあるといえる。そして、民俗文化財は、有形のもの・無形ものを包括した複合的な文化財概念であるという点で、特異かつ先進的である。たとえば、一九七二年に成立した世界遺産条約においては、文化

遺産、自然遺産ともに有形のものを念頭に置いている⁽⁶⁾。また、複合遺産はこれら文化遺産と自然遺産を包括したものである。有形の世界遺産条約に対して、二〇〇三年には無形文化遺産保護条約が採択された。ここで民俗文化財に類するものも指定の対象となったが、まだ詳細な議論の余地があり、日本における民俗文化財の取り扱いの経験が活かされるのではないだろうか。

生活様式の変化と民俗文化財

さて、近代化・都市化の流れの中では、人々の暮らしの推移が甚だしい。日常生活を示す広義の歴史資料といっても、古いものの大半は不要物として捨て去られていく。それは有形・無形を問わずして、廃棄され続ける。

こういった矢われつつある民俗文化財は、その価値が人々に認知されにくいといった弱点を持つ。一般に、金銭的な評価を伴う芸術については、有形・無形を問わず大切にされがちであるが、日常生活の中にありふれた道具、習慣などは、生活様式の変化のなかで、見過ごされがちである。

この生活様式の変化こそが、常民における「近代化」である。一般に近代化といえば、封建社会から近代資本主義への変革とされるが、一方で産業化に伴う伝統的社会からの離脱をさすこともある。そして民俗文化財にとっては、この後者に近い「近代化」が、今なお続いている。

この「近代化」は、この六〇年間だけみても、戦後復興、生活改善運動、高度経済成長といった画期があり、さらに近

年の携帯電話やパソコンの普及とその影響は計り知れない。社会の変化の速度とともに、生活様式の変化は、加速度的に増している。

現代社会で生き続ける民俗

新しい生活様式に変化し続けていく中でも、民俗的あるいは伝統的な要素をもつ何かは、常に求められている。それは、迷う心の拠り所であり、個人の感情や知識のレベルにおいて説明のつかない事象の解釈であり、人生の危機に際して表出する身体表現である。それをいちがいに「非科学的」「無意味」とは、批判できない。しかし、こういった精神活動あるいはそれに伴う身体活動を、文化財と定義することは難しい。

就職や進学で地元を離れる人や、新興住宅地の形成で、旧来の地縁的祭礼行事は、宗教的な結集機能が低下しつつある。その上、若者人口の流出が甚だしい地域では、継続自体が大きな負担になってしまふ。しかし、地域の民俗文化財としての評価が広まれば、その求心力を回復させる傾向がみられると理解されている。

民俗文化財は、その地域の歴史的・地域的な特性に基づく固有のものである。地域の支援母体や伝承母体あるいは地方自治体が保護・保存に取り組みつつ、その展開として町おこしなどの地域活性化の資源として活用する方法を模索している。

文化的領域としての保全とその課題

常に新しい生活様式が全国に普遍化していくことで、地域

性あるいは民俗が消滅しつつある。このことと、民俗文化財が町おこしの資源になるということは、表裏一体の関係である。つまり、民俗はある一定の地域 すなわち文化的領域における、特定の生活様式であることを如実に示している。とすると、その文化的領域における民俗文化財を考えると、民具（あるいは民具群）、習俗、芸能といった個別を対象とするのではなく、たとえば世界文化遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」のように、文化的領域としての包括的な理解をする可能性があるのではないか。

ただ、文化的領域を保全するに当たっては、個別の民俗文化財の保護では想定できなかった問題がある。広大な保全地域は塀で囲われたものではないし、景観という漠然としたものから、神秘性といったより曖昧なものも保存保護の対象になっている。「紀伊山地の霊場と参詣道」では、保全地域のすぐ外に、電力会社が風力発電施設を計画しているという。単なる開発といった問題だけではなく、エコロジーといった問題も絡み、問題は複雑化している。

田染荘や田原別符といった国東半島の荘園故地は、中世の景観を残すといわれ、全国でも先駆けて荘園調査が進んだ地域である。この地域では、住民の全員が圃場整備に賛成だったが、田染庄小崎地区については国指定の史跡となり、ひとまず景観の保存がなされた⁷⁾。荘園故地の農村風景 荘園的景観は、大規模開発（圃場整備）から救うことができた。しかし、荘園的景観は俯瞰的な田の地割だけではなく、立っている人の視線、訪れた人の視線も意識すべきだろう。例えば

畦畔木や屋敷林、鎮守の森や寺の林、墓地や里山といったランドマークが、機能しつつ残されていることも大切なのではないだろうか。また、そこで暮らす人々の生活様式にも、一定の理解が必要かもしれない。こういったことは、文化財の指定とか行政や法の規制といったものだけでは、実現できない。文化的領域の保全のあるべき姿とは、まず住民が自負と誇りを持って、自発的に意識や理解、協力をし、維持していくべきものではないだろうか⁽⁸⁾。

二 愛知川町史の調査とその背景

町史編纂以前の調査

愛知川町史編さん事業は、平成一四年（二〇〇二）四月より本格的に始まった。それ以前の愛知川町域の民俗についての調査成果あるいは参考文献としては、まず昭和初期に編纂された『近江愛智郡志』⁽⁹⁾があげられる。郷土史家・中川泉三は県内いくつかの郡史を編纂したが、そのひとつである。そして、昭和五四年（角川書店）⁽¹⁰⁾と平成三年（平凡社）⁽¹¹⁾の地名辞典があげられる。それらの調査を通じて、在地の文献史料については、その概要が明らかにされているが、民俗についての言及は少ない。

愛知川町教育委員会が編集に関わったものとして『愛知川の伝承・史話』⁽¹²⁾がある。聞き取り調査の成果に近いものも含まれるが、歴史・民俗の調査報告というより、昔話を採話し編集したものとして理解すべきである。また大字単位の地

域で編纂された字誌・字史が、東田堂⁽¹³⁾、長野⁽¹⁴⁾、川久保⁽¹⁵⁾で編纂されており、これらは地域住民による資料集として評価できる。

個別研究・報告においては、長野地区に鎮座する大隴神社の御旅所をとりあつた福原敏男「神幸の列見 御旅所の一考察」⁽¹⁶⁾、川原地区に鎮座する御崎神社をとりあつた赤田光男「近江の初夏の火祭りの特質と若衆の機能」⁽¹⁷⁾があり、前者はお旅所祭礼、後者は若衆組織の理解に有益である。

以上のように、管見の限りでは、愛知川町域における民俗調査・研究の成果物は、非常に少ないといえる。確かに、平成三年の滋賀県教育委員会の祭礼行事悉皆調査でも、愛知川町域の事例の収集は乏しい⁽¹⁸⁾。平成九年から実施された民俗芸能の悉皆調査でも、愛知川町の事例はもちろん、愛知郡をみても取り上げられている事例は少ない⁽¹⁹⁾。

愛知川町は、中心に中山道の街道村、周囲に農村が広がる平野部である。離島や山村集落、盆地といった一定の空間モデル⁽²⁰⁾を定義するにはやや小さく、またそれほど注目される機会もなかった。

町史編纂の民俗調査

町史編さん事業において、地域の特質を浮き彫りにさせる作業として、民俗調査のもつ役割が大きい。また、これまでの調査・研究の蓄積が少ないことは、かえって先入観にとらわれない調査が可能になるといって評価もできる。

これまで、事務局として三段階の聞き取り調査をおこなっ

てきた。最初におこなったのは、区長（いわゆる自治会長）を対象にした、地域の概要調査である。その成果は、地域住民への調査の周知とその協力についての了解を得たこと、地域の窓口・協力者として「町史推進委員」を委嘱したことである²¹。

次の段階として、文書調査に付随する聞き取り調査をおこなった。推進委員を通じて各家にアンケート調査をおこない、反応のあった家を一軒ずつ訪問した。この調査には、基本的に二人一組で訪問し、一人が資料を拝見し調査を取っている間、もう一人が聞き取り調査をおこなう。この聞き取り調査は、いくつかのねらいがあり、資料を拝見し調査を撮っている間に時間をもてあます所蔵者への対応、町史編纂や資料調査にたいするご理解をいただく機会、資料の来歴や解説をお聞きする機会、その家の来歴や話者の生い立ちについてお聞きする機会、といった意義がある。こういった形で小一時間も聞き取り調査をおこなうと、調査者と被調査者の間の風通しがかかなり良くなり、用意していただいた資料以外にも、いくつか資料が出てきたり、他の話者や資料所蔵者をご紹介くださったりするという成果が得られた。また、今後の各種の資料調査を示唆しつつ、「ところで祭りは？」、「奥様はどちらからお嫁に？」などと話をすすめることで、祭礼や通婚や通学圏といった意識、そして生業、ライフスタイルとその変化の画期といった、生活を掘り下げる調査への手がかりが得られた。その延長で、祭礼や地域の寄り合いなどの機会があれば、できるだけ「取材」と称して写真撮影と簡単な

記録をとりうかがってきた。

第三段階として、荘園故地調査における聞き取り調査をおこなった。これは、圃場整備前の水利や耕地の状況と通称地名の調査が主眼であったが、同時に農事慣行や地域の民俗的空間把握にも努めた²²。

現在は、民俗編担当の執筆委員を中心とした、個別の民俗調査にも取り組んでいる。

三 環境の変化と意識の変化

歴史的な変化

愛知川町の中心部は、もともと中山道の宿場町とそれに続く街道村である。近代は愛知郡役所や愛知高等女学校がある郡都であった。民俗調査から、大正から昭和の初期にかけては、芸者の置屋やカフェーがあったことがわかってきた。キタ写真館（愛知川）、フタバ写真館（中宿）、宮川虔文堂（沓掛）と、写真スタジオが三軒もあったことにも驚く。

中山道沿いの愛知川商店街は、昭和六〇年頃に大規模小売店（平和堂）が出店するまで賑わっていた。その商圏は、愛知郡域全体であったと思われる²³。こういった繁華街は、商家の家屋などの建替え・改装や、店の退転も多く、歴史的町並みはあまり伝えられていない。

地域の景観そのものに重要な価値があることは、建築・町並みに限らない。明治三〇年代に近江鉄道が敷設された時²⁴、それは遠方の地域と結ぶ路であると同時に、おそらく線路の

こちらとあちらとを区切る境界としても、いくらかは意識されたことだろう。そういった疎外感の創出は、近江鉄道と平行的に建設された東海道新幹線の高架線路において、いつそう意識されたであろう。また、現在も進められている、圃場整備の取り組みは、単に田畑の区割りや道、水路が一変しただけでない。民俗的空間は、俯瞰的景観よりもむしろ、水平的景観が変わったことに大きな影響を受ける。たとえば、畦畔木の伐採は、地表に立つ人間の視点から見ただけ「見通し」の変化であり、生活者にとって新しい土地へ引越した感じに近い衝撃を受けたことだろう⁽²⁵⁾。

浄土真宗地域の民俗

愛知川町には、寺院が三ヶ寺あり、そのうち浄土真宗寺院が二四ヶ寺にのぼる⁽²⁶⁾。浄土真宗では、俗信・迷信に振り回されない教えを説くため、例えば塔婆を用いない、お盆に特別な荘厳をしない、清めの塩は使わない、迷信・占い・現世祈祷・方角・日取りの善し悪しに振り回されない、といった指導をしている。しかし、こういった事象の多くは、浄土真宗の影響を受ける以前の信仰形態や、他宗他派の教えに基づくものであり、民俗事象のひとつとして評価できる。

愛知川町で盆行事の調査で「うちは真宗だから何もしていない」と聞きながら、話を聞いていくうちに仏壇のお供え物は「お盆だけは特別」と聞きすることがある。「本当はこんな事をしてはならないのだけれど」と言いながら、地域性ゆたかな民俗儀礼をおこなっている事例もあった。また、伊勢

講や山の神の行事が伝えられている地域もある。

確かに、浄土真宗が信仰されている地域は「門徒もの知らず」と言われ、民俗的事象が伝えられにくいという評価がある。しかし、浄土真宗が広まる以前からの地域の伝承・風習が残されていることがある。

また、蒲池勢至が言う「真宗の村々の信仰伝承はシンプルではあるが、門徒の日々の生活と結びつき伝承されてきた」「真宗門徒の振興には、民俗信仰にはみられない強い伝承力が認められる」⁽²⁷⁾のような、浄土真宗ゆえの生活伝承(＝民俗)も視野にいれなければならない。

戦後の生活改善と人権擁護

愛知川町域ではまだ具体的な事例について調査はできていないが、農村部で展開された生活改善諸活動の影響も見て取らなければならない⁽²⁸⁾。特に戦後の新生活運動は、戦後復興の更なる発展を当初の狙いとし、昭和三年(一九五六)に鳩山首相の提唱によって財団法人として設立された。その後、昭和五七年(一九八二)に名称を財団法人あしたの日本を創る協会に変更し、現在に至っている⁽²⁹⁾。

初期の新生活運動について田中宣一は、衣食住生活や保健衛生面の改善といった日常生活の問題改善、無駄の排除、意味がないとされる儀礼や迷信の追放といった精神主義的なもの、の二つの傾向があると整理している⁽³⁰⁾。前者の保健衛生や台所改善は、農林省や厚生省の生活改善諸活動とも重なり、その成果は比較的早い時期に集中したらしい。一方、後

者の精神面での運動は、その母体や立場、そして意義を変えてはいるものの、現在でも垣間見られる。

それは、人権擁護運動のなかで、日常の偏見をなくす努力によって、差別の根底にある「人を偏見の目でみることを防止しよう、とする考え方を持つ人たちの活動である。やはり旧習・陋習を廃止し、迷信を追放しようという目標をあげている。特に、廃止すべき日常の偏見として、六曜や葬式の塩、女人禁制の霊場などが例にあげられている³¹⁾。

こういった運動が、すぐ地域社会や個人の生活に浸透するかどうかはわからない。しかし、生活様式は変化し続けるものであり、時代の変遷によって、昔からの習慣や慣わしが消えて行くことは、人間生活の摂理である。しかし、生活様式が変化したというその背景に、その時代の動向や画期としての出来事の影響については、深く認識する必要がある。

「公」と「私」の意識区分

一般に歴史と言えば、天下国家を論じるものと考えられがちである。町史のように限定された地域史においても、その範疇における政治的流れ、つまり「公」について触れることには重点が置かれる。しかし、その骨格が表情を持ち、個性を帯びるのは、肉付けにかかっている。それは、その時代を生きた普通の人々の暮らし、いわばプライベートに限りなく近い個の部分、つまり「私」をいかに掘り下げ、舞台上に載せるかにかかっている。

町史編さん事業における民俗調査は、公的資金による公的

な調査である。そこで明らかにされるであろう地域の特性や民俗、歴史は、先人観や偏見を極力廃した、実証的かつ学術的な調査が求められている。しかし、その結果に地域の人が満足するとは限らない。どのような結論であれ、自分たちの生活に支障をきたすと思われる何かに対して、今そしてこれからの生活のために、受け入れることを拒否する権利を持つからである。これは単に「人は自分にとって都合の悪い事実や歴史は明らかにされたくないものだから」と一口には片付けられない問題である³²⁾。

例えば、伝統的な建築物を文化財として評価する一方で、見方を変えて現代生活にはそぐわない使いにくい建物と捉える人もいる。同様に、地域固有の非常に民俗性豊かな事象は、裏を返せば封建的な古臭い因習とも言える。

地域性や歴史への理解を深めることは、郷土愛を育む機会であり、観光資源としての活用も期待できるかもしれない。しかし、掘り起こすと同時に、それが持つ重みも意識しなければならぬ。少なくとも、調査者はその意味をかみ締めながら、住民への理解に勤めなければならないだろう。

まとめ 文化的領域構築のために

民俗はある一定の地域、すなわち文化的領域における、地域の個性を帯びた生活様式であるが、歴史的環境の変化によって変容し、文化財として顧みられる間もなく廃棄されつつけている。そのほかに、さまざまな宗教的あるいは社会的

な要因によって悪弊や陋習という評価がなされたものは、その反論の機会を持たないまま、やはり消えてゆく傾向にある。文化財は、歴史文化の根拠でかつ資料的に価値のあるものであり、可視的あるいは金銭的には評価できないものも多い。有形無形の民俗文化財はそのひとつであり、「文化財である」と意識の俎上に載せるところから始めなくてはならない。

民俗文化財の保存は、行政の努力も大切であるが、むしろ個人単位の意識と努力によるところが大きい。特に祭祀行事を構成する部分的な儀礼や、家々で行われている習慣などは、総体でとらえるべきものであり、それぞれを文化財指定することは難しい。こういったものは個人あるいは家族レベルでの保存・伝承の意識に頼らざるを得ない。つまり、民俗文化財の保存・保護には、精神的にも金銭的にも時間的にも個人の負担が伴う。しかし、そういった積み重ねが地域固有の歴史文化の維持につながっているのである。

地域の歴史文化とは、そこに暮らす人々の愛着を高め、自身のルーツの手がかりになり、環境や景観そして暮らしやすい街づくりの原動力になるものである。金銭的な評価は難しいが、地域づくりの骨子として、かけがえのない存在である。

町史編纂事業においては、地域の歴史文化を住民とともに発掘し、資料化し、文化財として保存活用するといった流れが想定できる³³。様々な分野の研究者との連携から、学術的な視点に立った文化財の発掘・保護・活用の助言をし、地域住民の保存活動を支援していく立場にあるだろう。いうなれば町域全体が独自の文化的領域であり、建造物、土木工作物、

土地そのものの景観といった有形文化財と、生活様式や信仰、祭祀、習俗といった無形文化財が複合し、人々が暮らす民俗的空間である。その主役は、その領域（地域）に暮らす人々である。「公」「私」といった意識区分を少しなだらかにし、郷土に愛着と誇りを持って暮らそうという、自発的な保護・活用の気運に期待をかけた。

そのために町史編纂事業ができることは、二点ある。ひとつは、生涯学習の観点から住民の歴史文化への理解を深める努力をすること。もうひとつは、生活者の視点に立った、身近な生活の変遷や歴史を掘り起こし、魅力ある町史を作ること、である。町史編纂さん室と地域とが、人と人とのつながりで深まってはじめて、ハコモノ行政ではない、歴史・文化による町づくりが実現される。

註

(1) 二〇〇五年現在の「文化財指定等の件数」(文化庁H P)をもとに計算した。なお、建造物(群)には、近代以降の建造物である登録有形文化財も含めた。また、美術工芸品には、絵画・彫刻・書籍以外にも、古文書や考古資料も含まれている。

国指定文化財指定等の件数

建造物・伝統的建造物群	2,481	32.77%	
登録有形文化財	4,609		
美術工芸品	11,023	50.94%	
無形文化財	108	0.50%	
民俗文化財	無形	237	1.10%
	有形	202	0.93%
史跡・名勝・天然記念物	2,909	13.44%	
保存技術	69	0.31%	
合計件数	21,638	割合	

(2) 一九六二年に発足した博物館明治村(愛知県犬山市)では、現在、昭和二年(一九二七)の建造物である川崎銀行本店も移築・復元されている。一九八四年には岐阜県明智町(現恵那市)に日本大正村が、二〇〇三年には岐阜県美濃加茂市に日本昭和村が開設されている。一九九〇年開館の愛知県師勝町の師勝町歴史民俗資料館は、一九九三年企画展「屋根裏の蜜柑箱は宝箱」以降、昭和の生活文化を常設する「昭和日常博物館」である。また、横浜のラーメン博物館、大阪の道頓堀極楽商店街、梅田空中庭園地下の滝見小路、天保山のなにわ食いしんぼ横町など、昭和レトロをテーマにした食のアミューズメントパークも林立している。昭和の時代の相対化については、拙稿「愛智の零二六 変わりゆく「むかし」」昭和の位相」(『広報えちがわ』二四五、二〇〇四年)を参照されたい。

(3) 二〇〇四年一月三十一日現在。なお、世帯数は四一〇二軒。
(4) 文化財保護法第二条第一項。なお、藝能史研究会第三九回大会(二〇〇二年六月)において、俵木悟が「民俗文化財と芸能史研究」と題して民俗文化財について法制の変遷の視点から報告し、のちに「文化財としての民俗芸能 その経緯と課題」(『藝能史研究』一六〇 二〇〇三年)として、整理している。

(5) 文化財保護法第二条一項には、
一、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形

成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

二、演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所在で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

(6) 有形の世界遺産条約に対して、二〇〇三年には無形文化遺産保護条約が採択された。この中に、民俗文化財の範疇に入るものが含まれていると考えられる。(以下抜粋)

第一条 この条約の適用上、「文化遺産」とは、次のものをいう。
記念工作物 建築物、記念的意義を有する彫刻 及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居並びにこれらの物件の組合せであつて、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

建造物群 独立し又は連続した建造物の群であつて、その建築様式、均質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの
遺跡 人工の所産(自然と結合したものを含む。)及び考古学的遺跡を含む区域であつて、歴史上、芸術上、民族学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの

第二条 この条約の適用上、「自然遺産」とは、次のものをいう。
無生物又は生物の生成物又は生成物群から成る特徴のある自然の地域であつて、観賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの
地質学的又は地形学的形成物及び脅威にさらされている動物

又は植物の種の生息地又は自生地として区域が明確に定められている地域であつて、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有するもの

自然の風景地及び区域が明確に定められている自然の地域であつて、学術上又は保存上又は景観上顕著な普遍的価値を有するもの

(7) 服部英雄「書評 海老澤衷『荘園公領制と中世村落』」(『日本歴史』六三三、二〇〇一年)

(8) 植木行宣「世界の無形文化遺産の保護制度のこれから」(『月刊文化財』四九七、二〇〇五年)によれば、二〇〇四年一月に奈良でおこなわれた国際会議「有形文化遺産と無形文化遺産の保護」のなかで、こういつた領域保存に関して外国人参加者から「先住民をまるごと困い込んでの保護を云々する論がかいま見られた」とある。

(9) 滋賀県山東町(現米原市)出身の郷土史家中川泉三によつて編纂された。全五巻。一九二九年に滋賀県愛智郡教育会発行。のち一九七一年に名著出版から、一九八一年に弘文堂書店から復刻出版された。文献史料が豊富に掲載され、資料集としての評価も高い。なかには、現在、行方不明になっている史料もある。昭和初期における「古文書」が収集されていることから、明治〜大正期にかけての近代文書には、ほとんど注意がなされていない。

(10) 『角川日本地名大辞典25滋賀県』(角川書店、一九七九年)。「滋賀県参考図書目録」、「近江国各郡町村絵図」の頁があり、参考になる。「滋賀県年中行事」の七九例中に、愛知川町域の

ものは掲載されていない。

(11) 『日本歴史地名大系25滋賀県の地名』(平凡社、一九九一年)。「文献解題」の頁があり、参考になる。

(12) 『愛知川町の伝承・史話 ふるさと近江伝承文化叢書』(サンブライト出版、一九七九年)。「ふるさと近江伝承文化叢書」(サンブライト出版、一九七九年)。「ふるさと近江伝承文化叢書」が刊行されている。このタイトルの傾向を見ると、昔話を基調とした企画であつたことがわかる。

ふるさと近江伝承文化叢書のタイトル分類

タイトル	市町村名	市町村数
昔話	浅井町、近江町、五個荘町、高月町、虎姫町、能登川町、彦根市、愛東町、竜王町、高島町、安曇川町、蒲生町、近江八幡市、木之本町、山東町、信楽町、土山町、豊郷町、西浅井町、秦荘町、日野町、びわ町、米原町、マキノ町、八日市市	25
民話	甲良町、栗東町、甲西町、多賀町、甲南町、余呉町	6
伝承	長浜市、石部町、水口町	3
その他	伝承・史話 愛知川町 葦海の足音 今津町 小椋の山里 永源寺町 往来 守山市 ふるさとはなし 大津市 伝説と行事 安土町 いろりばた 伊吹町 ふるさと文化 草津市 さと唄わらべ唄 甲賀町 おこない 湖北町 ムカシむかし 野洲町	11

(13) 『東園堂誌 ふるさと創生』(東円堂公民館、一九九一年)は、信光寺住職木津龍尊の郷土史に関する原稿を中心にふるさと創生の補助金を得て字誌として出版された。また、『続東園堂誌 くらしのあゆみ』(東円堂公民館、二〇〇一年)は、数人の編集委員を組織し、原稿および写真を収集して作成された。

(14) 大字長野の農業用水および湧水地、井堰についてまとめた『埋もれゆくぬげき』(愛知川町長野農業組合、一九八四年)、大隴神社の太鼓渡り祭礼を中心にまとめた『ふるさとのひびき』(長野公民館、一九八九年)がある。さらに、社殿復興の記念誌として編さんされた『大隴神社本殿再建記念誌 大隴』(大隴神社再建委員会、一九九九年)がある。

(15) 『川久保の歴史』(川久保保愛館、一九七九年)、のちに町制四〇周年記念事業の一環で大字地域ごとに収集された歴史写真を、『川久保のあゆみ』(川久保保愛館、一九七九年)として編集し、出版した。この写真集については、拙稿「ひとむかしの「むかし」の意義 写真アルバム」各字四十年のあゆみ』の背景で、「(「ひとむかしの「むかし」」字で選んだ歴史写真 愛知川町立図書館・びんてまりの館、二〇〇五年)を参照されたい。

(16) 『日本民俗学』一九三(日本民俗学会、一九九三年)所収
 (17) 『日本文化史研究』三一(帝塚山短期大学日本文化史学会、一九九九年)所収

(18) 『滋賀県の祭礼行事 滋賀県祭礼行事実態調査報告書』(滋賀県教育委員会、一九九五年)

(19) 『滋賀県の民俗芸能 滋賀県民俗芸能緊急調査報告書』(滋賀県教育委員会、一九九八年)

(20) 民俗調査においては、閉鎖された調査空間を必要としないが、なんらかの中心地(都市とは限らない)とその周辺といった空間を想定することは重要である。ドイツの地理学者チューネン(一七八三〜一八五〇年)による「大都市を中心と

した農業空間の地域モデル」を示した「孤立国」は、市場・地代・距離の関係を「限界地代曲線」で表した。そういった地域把握の方法は、ウェーバー、クリスタラー、レッシュらが展開したが、自治体史における民俗調査においても、そのような視点は重要である。

(21) 区長の多くから、「地域の歴史に関しては、一年任期の区長よりも、適任がいる」「区長は忙しいから、負担を増やさないでほしい」といった意見が多かった。そこで、区長の推薦や役場の人脈から、町史推進委員を委嘱した。その後の調査で地域との調整が必要な場合は、町史推進委員に相談している。

(22) 愛知川町域における荘園故地調査は、中世史部会(部会長・宇佐見隆之委員)の調査として、町域全体を対象に二ヶ年にわたって実施した。二〇〇三年度分の調査は『愛知川町荘園故地 水利地名調査報告書 愛智荘・大國荘を想定して』(愛知川町教育委員会町史編さん室 二〇〇四年)に、二〇〇四年度分の調査は『愛知川町荘園故地 水利地名調査報告書』(愛知川町教育委員会町史編さん室 二〇〇五年)刊行予定)に成果が集められている。

- 二〇〇三年度調査地区
- 畑 田・苅 間(下川雅弘)、
 - 平 居・豊 満(神村和輝)、
 - 東円堂(大高康正)、 市 (小豆畑靖)、
 - 石 橋(國分 裕)、 沓 掛(関本優美子)
- 二〇〇四年度調査地区
- 愛知川(水島 暁)、 中 宿(豆田誠路)、

長野(國分 裕)、川原(大高康正)、
山川原(神村和輝)、川久保(坂本亮太)

(カッコ内は調査班長)

(23) 近隣地域の商業地域は、中山道沿いと国鉄(現JR)沿線とに二分されていた。聞き取り調査によると、歳末えびす講(大売出し)を実施していた商業地域は、おおよそ次の通り。

一 一月中旬 高宮 一 二月上旬 能登川

一 一月下旬 彦根 一 二月中旬 愛知川

特に、高宮は、彦根のえびす講に客をとられる前に実施していたと言われる。隣接する商業地域は、少しずつ重なる商圏を構成していたと考えられる。

(24) 近江鉄道は、まず明治三一年(一八九八)六月に彦根～愛知川間が開通した。その後、七月には愛知川～八日市間、一九〇〇年一〇月に八日市～日野間、一二月に日野～責生川間が開通した。

(25) 岸本誠司氏のご教示によれば、畦畔木の種類は地域によって違い、湖東地方は榎の木、湖北地方には榛の木が多かったという。また、明治末期から昭和初期にかけて、「耕地障害木」の伐採に関して、県の指導があり、大島清五郎『農業發達史調査會資料 七七 滋賀縣農業史 明治期を中心として』(農業發達史調査會、一九五三年)に詳しいとのことである。

(26) 本願寺派が一四ヶ寺、大谷派が一〇ヶ寺である。

(27) 蒲池勢至・川村起夫『真宗民俗の再発見 生活に生きる信仰と行事』(法蔵館、二〇〇一年)の「はじめに 真宗の民俗」より。

(28) 「生活改善諸活動」という用語は、田中宣一が「生活改善諸

活動と民俗の変化」(成城大学民俗学研究所編 昭和期山村の民俗変化)名著出版、一九九〇年)において創唱した。同「新生活運動と新生活運動協会」(成城大学文学部紀要 成城文藝)一八一、二〇〇三年)によれば、生活改善諸活動は、

〔戦前〕

日露戦争後 地方改良運動

大正 九年 財団法人生活改善同盟会設立

昭和 七年 農山漁村経済更生運動

昭和 一五年 大政翼賛会の活動

〔戦後〕

農林省主導 生活改良普及事業

厚生省主導 保健所活動

文部省主導 公民館活動

昭和三〇年 新生活運動協会の設立

の八つに整理されており、本稿では「新生活運動」を念頭においている。

(29) 新生活運動協会・あしたの日本を創る協会の沿革については、あしたの日本を創る協会 <http://www.ashta.or.jp/index.html>を参照のこと。

(30) 田中宣一「生活改善運動と民俗 「官」の論理と「民」の論理」(『民俗学論叢』一九、相模民俗学会、二〇〇四年)

(31) 特に六曜については、迷信の象徴として、賛否両論が飛び交っている。

大津市職員互助会が発行する職員手帳は、市職員に配布

するほか、一般にも販売されている。六曜の記載は「人権問題への配慮」から一九九〇年版以降取りやめていたという。ところが、代議士出身の新市長が、国会議員の手帳に準じて記載することを提案したところ、「記載しない理由」が引き継がれておらず、二〇〇五年版に六曜が掲載された。県内の人権団体や職員の一部から「人権啓発の主体である市として不適切」との指摘を受け、約三八〇〇冊の全面回収となった。

(京都新聞 二〇〇五年二月一日付より要約)

この事件に関して、三月九日のMBSの夕方のニュース番組Voiceでは、大津市で「六曜が差別につながる」という意識がどれほど浸透しているのか、二〇歳代から六〇歳代の人たち五〇人から聞き取り調査を実施し、差別につながると思う人が二人に対し、思わないという人が四六人という結果が出たと報道した。

(MBSニュース検索 <http://nbs.jp/news/>より)

(32) 調査の結果として町史の本に記事が掲載された時、読者がどのように評価するかはわからない。そういった点で、現在生きて生活している個人に情報を頼り、個人の生活様式に言及する民俗や、当事者が存命の場合が考えられる近現代史の記述は、多くの問題の火種を孕んでいるといえる。

(33) 町史編さん事業には、『町史』という本を編集・刊行するための事業というイメージが強い。しかし、本の編集刊行だけであれば、業者委託で十分である。行政レベルで取り組まれる本格的な自治体史編さん事業は、基礎作業としての歴

史資料調査と、その資料化と保存の処置がその業務のほとんどである。『町史』はその成果の一部であり、むしろ刊行後の収集資料の管理・公開の事業の継続が本務であるとも考えられる。

(愛知川町教育委員会 町史編さん室 学芸員)